



宮 崎 県 公 報

令和5年3月31日(金曜日)号外 第25号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

選挙管理委員会告示

○宮崎県議会議員選挙における選挙運動に関する

支出金額の最高額	1
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	1
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第22号

令和5年4月9日執行の宮崎県議会議員選挙における各選挙区の選挙運動に関する支出金額の最高額は、候補者一人につき次のとおりである。

令和5年3月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙区名

宮崎市選挙区	6,193,700円
都城市選挙区	5,740,800円
延岡市選挙区	5,548,800円
日南市選挙区	5,665,200円
小林市・西諸県郡選挙区	5,732,800円
日向市選挙区	5,955,600円
串間市選挙区	5,104,500円
西都市・西米良村選挙区	6,015,200円
えびの市選挙区	5,173,400円
北諸県郡選挙区	5,600,500円
東諸県郡選挙区	5,710,400円
児湯郡選挙区	5,446,200円
東臼杵郡選挙区	5,758,600円
西臼杵郡選挙区	5,213,900円

宮崎県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和5年3月30日現在次のとおりである。

令和5年3月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,840人
---------------------	---------

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 211,498人

宮崎県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和5年3月30日現在次のとおりである。

令和5年3月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区	110,539人
都城市選挙区	44,357人
延岡市選挙区	33,108人
日南市選挙区	14,178人
小林市・西諸県郡選挙区	14,721人
日向市選挙区	16,511人
串間市選挙区	4,838人
西都市・西米良村選挙区	8,495人
えびの市選挙区	5,114人
北諸県郡選挙区	6,829人
東諸県郡選挙区	7,271人
児湯郡選挙区	18,628人
東臼杵郡選挙区	7,464人
西臼杵郡選挙区	5,277人